

鳥取地方労働審議会の傍聴にあたっての遵守事項

- 1 傍聴整理券と同じ番号の席に着席し、みだりに席を離れないこと
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入らないこと
- 3 携帯電話等音の出る機器の電源は、必ず切ること
- 4 写真撮影、ビデオ撮影、録音はしないこと
- 5 静粛を保つこと。また、審議の妨害になるような行為は行わないこと
- 6 審議会委員等の言論に対し、賛否を表明し又は拍手を行うなどの行為を行わないこと
- 7 プラカード、ビラ、旗、横断幕、拡声器等は持ち込まないこと
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、たすき、腕章等は着用しないこと
- 9 会場内では、審議会会長及び事務局職員の指示に従うこと
- 10 危険な物を持っている方、酒気を帯びている方は入場しないこと

上記の事項に違反するなど、審議会の進行の妨げになると審議会会長が判断した場合は、その者の傍聴を禁止し、退場していただくことがあります。

鳥取地方労働審議会